

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高村彰典	862,400	25.21
株式会社デジタルガレージ	770,000	22.50
株式会社サイバーエージェント	600,000	17.54
株式会社マイナビ	300,000	8.77
ユナイテッド株式会社	135,000	3.95
株式会社SBI証券	88,600	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	52,400	1.53
楽天証券株式会社	49,900	1.46
豊証券株式会社	27,000	0.79
和田瑞樹	23,500	0.69

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	9月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
-------------------------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項は特にございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本 浩介	他の会社の出身者											
蓮見 麻衣子	他の会社の出身者											
踊 契三	他の会社の出身者							○	○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 浩介	○	――	松本浩介氏は、会社の経営に関する豊富な知識と当社事業分野への知見を有しております。上場企業の管理部門の役員経験を有しており、当社のガバナンス体制の構築に対して、有益な助言を頂けるため、社外取締役として選任しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。

蓮見 麻衣子	○	_____	蓮見麻衣子氏は、スタンフォード大学経営大学院においてMBAを取得しており、会社の経営に関する豊富な知識とファンドマネージャーとしての職務を通じて培われた金融アナリストとしての高い見識を有しております。現在もファンドマネージャーとして従事しており、投資家の観点から当社の経営に対する有益な助言を頂けるため、社外取締役として選任しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
踊 契三		踊契三氏は、当社の主要株主である株式会社デジタルガレージの取締役であり、当社と当社との間に取引がございます。その取引条件及びその決定方法は他の取引先と同等の条件であり、取引の規模及び性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	踊契三氏は、会社の経営に関する豊富な知識とインターネットビジネスの事業分野への知見を有しております。上場企業における役員の経験もあり、それらの知見及び経験から有益な助言を頂けるため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、監査役と協同して監査を実施する等の対応をしております。内部監査の結果については、常勤監査役から監査役会に報告される他、内部監査担当者が四半期に1度、監査役会へ出席し意見交換を行っております。

また、内部監査担当者及び監査役は、会計監査人と四半期に1度、三者間ミーティングの場を設けて意見交換を行い、内部監査結果及び監査役監査結果の報告を行い、会計監査人に対して会計監査の過程で検出された事項について報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

さらに、内部監査や監査役監査及び内部統制に関する状況については、定期的に監査役から社外取締役へ共有を行い、社外取締役による取締役会での牽制体制が有効となるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
磯村 奈穂	公認会計士													
都 賢治	税理士													
吉羽 真一郎	弁護士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
礪村 奈穂	○	――	礪村奈穂氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識および豊富な経験を有しております。当社では、女性社員が多数在籍していることから、その活躍や持続的なキャリアの支援を重視しており、監査役についても女性役員を選任し、女性社員の活躍できる環境を整えるにあたり監査役の立場から助言頂けることが望ましいと考え、社外監査役として選任しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
都 賢治	○	――	都賢治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。上場企業における役員の経験もあることから、それらの知見及び経験から有益な助言を頂けるため、社外監査役として選任しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
吉羽 真一郎	○	――	吉羽真一郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務やコンプライアンスに精通し、デジタルコンテンツ等のインターネットビジネスの法的知見も豊富に有しております。上場企業における役員の経験もあることから、それらの知見及び経験から有益な助言を頂けるため、社外監査役として選任しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

踊取締役に関しては独立役員の要件を満たしておりますが、主要株主の取締役を兼任しており、本質的な独立役員とは当社として考えておらず、独立役員に選任しておりません。他の独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役は全て、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意識及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、ストックオプション制度の導入を行っております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上への意欲を高めるため、当社の取締役・監査役・従業員に対し、就任時期又は在籍時期や期間、今後の事業成長への貢献度等を勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額内において決定しております。取締役の報酬額は、役割や会社への貢献度等を勘案して決定しております。監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは経営本部が行っております。取締役会に付議される議案については、事前に社外取締役及び社外監査役に送付の上、必要に応じて議案内容を説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役3名)により構成されており、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会では、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。また、取締役の職務執行の適正性を監査するため、監査役3名につきましても出席しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名により構成されており、3名全員が社外監査役であります。原則、毎月1回の監査役会を開催し、監査内容の共有を図っております。

各監査役は、監査役会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、取締役会と役員会への出席、重要な決裁書類等の閲覧及び内部監査担当者の報告や関係者の聴取などにより、取締役の業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。

c. 役員会

当社の役員会は、常勤取締役4名、執行役員4名、常勤監査役1名により構成されており、経営に関する重要事項の討議の他、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策の検討の場として、毎週1回開催されております。

d. 内部監査担当者

当社は、独立した内部監査室は設置していませんが、社長の指名した内部監査担当者2名により、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認のため、フォローアップ監査を行っております。

なお、自己監査を回避するために、社長室に属する1名が社長室以外の全部門の監査を担当し、経営本部に属する1名が社長室の監査を担当することで、監査の独立性を確保しております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、当社の経営に悪影響を及ぼす恐れのあるリスクの低減、回避等の危機管理体制を構築するとともに、コンプライアンス活動に必要な情報の共有を図るため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、常勤取締役4名、常勤監査役1名、及び必要に応じて指名された従業員により構成されており、四半期に1回開催されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスの仕組みは、その時点で会社の目的達成に最適と思われる仕組みを採用することとしています。従って、社会環境・法的环境の変化に伴い適宜見直すこととしています。

当社は、会社法に定める機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や業務執行に関する重要事項を決定し、監査役会が中立的な立場から取締役会の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性の観点から妥当であるとの判断により、監査役会設置会社を採用しております。また、機動的な経営のため、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員にて構成された役員会を設置し、取締役会で定められた事項を除く重要な業務の執行を決定しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトへの掲載を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を実施し、代表取締役社長が事業の状況や業績、経営方針等について説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期の決算発表日にあわせてアナリストや機関投資家向けの説明会(もしくは訪問)を実施し、代表取締役社長が事業の状況や業績、経営方針等について説明することを検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	上場後、当社ホームページ内にIR専門サイトを開設し、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営本部にてIRを担当する予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示規程及び適時開示マニュアルにおいて、ステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資家が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。
その他	当社では、女性社員が多数在籍していることから、その活躍や持続的なキャリアの支援を重視する人事上の施策を実行する方針であり、多数の女性幹部が活躍しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
 - ・コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - ・法令違反行為等に関する内部通報制度を運用し、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - ・内部監査担当者及び監査役は、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款、諸規程に適合しているか、会社の業務の適正が確保されているか監査する。
 - ・反社会的勢力排除規程に基づき、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令、機密情報取扱規程、文書取扱規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・コンプライアンスの状況に関して継続的なモニタリングを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
- ・危機発生時には、リスク管理規程に従い、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ・取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回開催する。また、取締役会の他、会社の機動的な経営のため、役員会を毎週1回開催し、取締役会で定められた事項を除く重要な事項について、効果的な経営執行を行う。

- e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント体制の構築に努める。
- ・当社は、当社グループの管理に関する関係会社管理規程に従い、当社グループ全体の業務の円滑化と管理の適正化を図る。

- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役補助業務を遂行する。また、当該使用人の人事異動、評価等の人事処遇に関する事項については、事前に監査役の同意を得た上で決定するものとし、取締役及び上司その他の者からの独立性を確保する。

- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ・監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか役員会及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
- ・監査役は、必要があると認めたときは、取締役及び使用人に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する。

- h. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇・懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。

- i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- j. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- ・監査役は、監査法人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針としております。当社における反社会的勢力排除体制の方針・基準等については、「反社会的勢力排除規程」を制定しており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。これらの施策により、当社の全役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が重要なテーマであることを理解しております。反社会的勢力への対応を所管する部署については、経営本部としております。

また、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、顧問弁護士及び警察等の外部専門機関と連携できる体制が構築されております。

取引先等に対して行っている反社会的勢力チェックの方法は次のとおりであります。また、契約・規約等において、取引先が反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には、継続中の取引等を含む一切の取引関係を解消することができる旨の排除条項を盛り込んでおります。

- a. 新規取引先に対するチェックの方法

日経テレコン及びGoogle検索を利用して、調査対象の記事検索結果を閲覧することによる調査を実施し、懸念が残る場合は、必要に応じて信用調査機関等の調査による確認、外部専門機関の調査による確認を行い、反社会的勢力の該当性を判断しております。

- b. 既存取引先に対するチェックの方法

継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について、新規取引先調査に準じた方法で確認を行っております。

- c. 株主に対するチェックの方法

第三者割当など当社の意思を反映し得る場合は、事前に新規取引先調査に準じた方法で確認を行っております。また、上場後においても一定の範囲の大株主を調査対象とし注意を払ってまいります。

- d. 役員及び役員の兼任先に対するチェックの方法

役員の就任前に新規取引先調査に準じた方法で確認を行っております。検索結果により該当した兼任先への兼任の有無を当該役員へ確認しております。また、年1回、継続取引先に対するチェックの方法と同様に確認を行っております。

e 従業員に対するチェックの方法

従業員の入社前に新規取引先調査に準じた方法で確認を行っております。また、年1回、継続取引先に対するチェックの方法と同様に確認を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

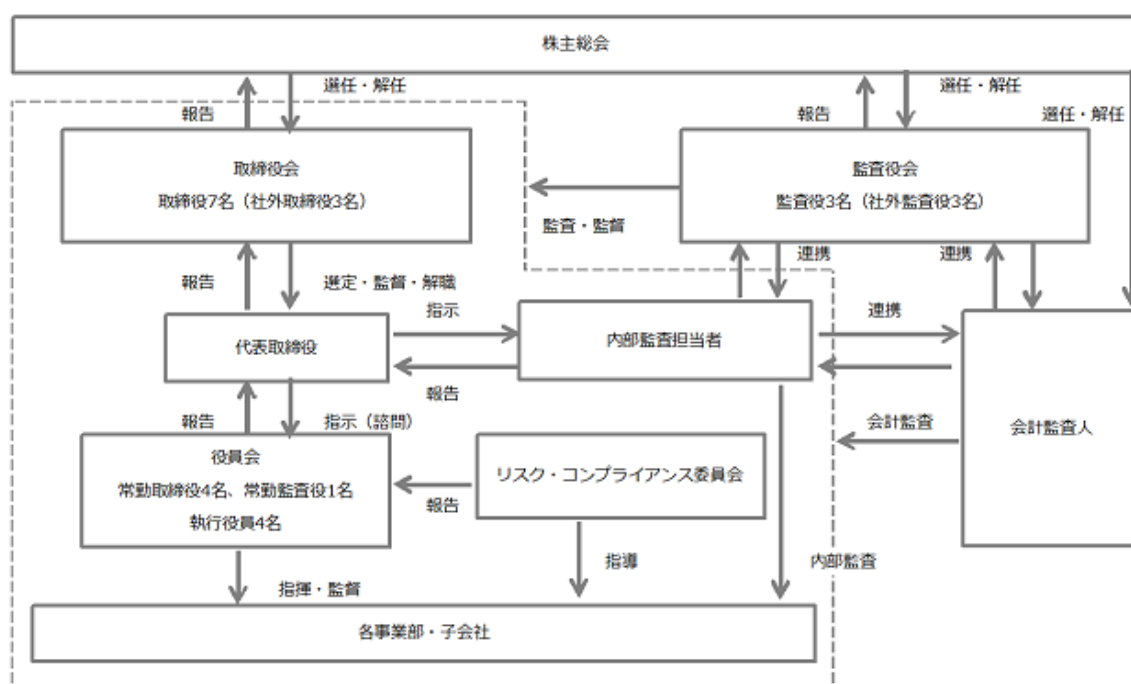
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



【適時開示体制の概要（模式図）】

